

2009年4月10日

会員各位

奈良県保険医協会  
理事長 峯 克彰

## レセプトオンライン請求義務化撤回【大阪訴訟】 原告団募集と原告団結成總會のお知らせ

平素より当会の活動にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。  
さて、標記について下記の通りご案内申し上げます。ぜひご高覧、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

### 1. 大阪府保険医協会がよびかけている「レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟」 （大阪訴訟）へのご参加、ご協力をよびかけます

レセプトオンライン請求の義務化は、国会審議のある法律ではなく、厚生労働省令（厚生労働大臣が法律にもとづき定める命令）によって決定されたものです。

それは、現行の紙媒体による診療報酬請求をやめさせ、すべての保険医療機関に、強制的に、コンピュータによる電子請求を通信回線を通じておこなわせるものです。一部に代行請求を認めることで紙媒体の請求も可能と言われてはいますが、入力ミスや情報漏洩等の不安も残ります。何より、現下の状況では、電子化された請求データを、保険者や政府が“医療費抑制”に「活用」することが一番の問題です。

そもそも、診療報酬の請求方法を行政府の裁量で強権的に変えさせることに、多くの保険医療機関が困惑しています。これによって廃業を考える先輩開業医もおられ、医業経営の継続と地域医療にも重大な影響が及びます。

保険医協会・保団連では、このようなレセプトオンライン請求の義務化の撤回を強く求めています。会員署名などに取り組み政府へ直接の要望や国会議員へのはたらきかけもしております。

移行期限が迫るなかで、より強く世論に訴え、撤回を実現する手段として、神奈川県保険医協会が義務化撤回をもとめて集団訴訟を実施、2月に提訴しました。全国から約2000人の保険医が原告団に参加しています。当会も会員の皆様に参加をよびかけて、奈良県からも15人が参加されています。日本医師会・日本歯科医師会も、義務化ではなく任意参加にすべきと強く訴えています。奈良県議会も、一律義務化ではなく配慮を求める国への意見書を採択しました。

こうしたなかで、政府与党の中から当初の義務化期限を延長する考えが示されるに至りました。

しかし、「義務化」の方針は撤回されていません。しかも、構造改革路線を推し進めてきた規制改革会議は、政府に当初期限どおりにオンライン請求を義務化するよう強く求めており、内閣がこの3月末の「規制改革推進のための3カ年計画」再改定

で例外措置の可能性を広げる文書を閣議決定したことに対して、「レセプトのオンライン請求化への取組を後退させるようなことがあってはならない」との見解を、あえて表明し、義務化撤回を求める声への対抗意識を鮮明にしています。

こうした情勢のもとで、神奈川（横浜地裁）での訴訟につづいて、大阪でも訴訟を起こすことを大阪協会が決めました。当会を含む近畿ブロック各協会に協力の呼びかけがあり、当会としては神奈川での訴訟につづいて協力することにしました。隣県として、同協会とは地域的・歴史的につながりも深いことから、当会では今後の訴訟の取り組みでは特に大阪訴訟についての支援を前面に押し出していくこととし、レセオンラインの一方的な押しつけはおかしいということ年全国的な世論に高め、義務化撤回をかちとれるよう後押ししていく方針です。

**当面、大阪訴訟の原告団募集に、多くの先生方が応えて、ご参加いただきますようお願いいたします。**趣旨に賛同する保険医であれば誰でも参加できます。保険医協会の会員でなくても参加できます。開業医・勤務医、医科・歯科を問いません。現在、すでにレセオンライン請求をされている先生も、義務化を押しつけることに反対のお考えであれば参加できます。

原告団の募集は、第1次提訴（4月23日予定）に向けては4月10日が締切ですが、第2次提訴（6月中旬頃）に向けて5月下旬までをメドとして続けられます。ぜひご検討ください。具体的なことは、別紙の募集要項をご覧ください。

原告団への参加申込みは、受付事務を円滑にするため、奈良県保険医協会で受け付けて、奈良協会から大阪協会へ連絡します。その後のお手続きは大阪府保険医協会から直接、お申し込みいただいた先生へ案内があります。

## 2. 大阪訴訟・原告団結成総会が開催されます

大阪訴訟の提起に向けて、4月11日(土)午後3時～、大阪なんば・大阪保険医会館M&Dホールにて、原告団結成総会が開催されます。マスコミ報道などにご注目ください。当会でも後日に機関紙などで様子をお伝えします。

### 【神奈川訴訟の原告団にご参加の先生へ】

すでに神奈川訴訟原告団にご参加の先生方には、ご協力に心より御礼申し上げます。訴訟の趣旨（要求事項）は神奈川も大阪も同一であり、神奈川訴訟原告団の先生は、同時に大阪訴訟の原告になることはできません。引き続き、神奈川訴訟での取り組みにご協力をお願い致します。

この問題で最初の訴訟を提起した神奈川訴訟も重要です。当会としても重視しています。複数の訴訟によって、目的達成へ相乗効果が期待されます。神奈川訴訟の提訴段階では、大阪でのうごきがなく、同訴訟の勝利に向け全国から支援すべきと考え、会員の皆様に神奈川訴訟への参加を呼びかけました。各位のご理解をお願い致します。

本件の照会先： 奈良県保険医協会 事務局 藪本・竹島  
奈良市三条大路2-1-10（ビル3F）〒630-8013 <http://www.nara-hokeni.jp/>  
Tel.0742-33-2553 Fax.0742-34-9644 e-mail: nara-hok@doc-net.or.jp